

愛知県農地水多面的機能推進協議会地域協議会運営規程

平成26年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第5条に基づく地域協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 地域協議会は、事務所を愛知県土地改良事業団体連合会支会に置く。

(事業)

第3条 地域協議会は、推進協議会と連絡協調して次の事業を行うものとする。

- (1) 当該地域協議会管内（以下「管内」という。）の活動組織等への推進・指導を行う。
- (2) 事業を実施するために必要な推進事業実施計画及び支出計画（経費）を策定し、推進協議会に提出する。
- (3) 事業が円滑に推進されるよう、管内の活動組織等へ説明会・研修会等を開催する。
- (4) 管内の活動組織の活動状況の把握ならびに活動組織からの申請書類等の確認及びとりまとめに関すること。
- (5) 地域協議会長が必要と認めた事業。

(会員)

第4条 地域協議会の会員は、その管内の会員、愛知県農林水産事務所・支所・出張所及び愛知県土地改良事業団体連合会支会とする。

- 2 会員の加入及び脱会については地域協議会で受理し、推進協議会へ報告するものとする。

(役員)

第5条 地域協議会に地域協議会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会長は、愛知県土地改良事業団体連合会支会長又は副支会長とし、副会長は、愛知県農林水産事務所長・支所長・出張所長とする。

(職務)

第6条 地域協議会長は、地域協議会の業務を総理する。副会長は、地域協議会の事務をつかさどり地域協議会長を補佐し、地域協議会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第7条 地域協議会に委員を置く。

2 委員は、管内の会員とし、第3条の事業を達成するために委員会を開催する。

3 委員の代表は、愛知県農林水産事務所・支所・出張所の建設課長が務め、事業が円滑に実施されるようにする。

(経費)

第8条 地域協議会の経費は、推進協議会から支出された経費をもってこれに充てるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。